

給水装置工事の手引き

志摩市上下水道部水道工務課

目次

1	給水装置工事	1
2	工事の申込み	1
3	申請から施工までの流れ	2
4	提出書類及び申込の時期	2
5	その他提出書類	7
6	加入分担金等の納付	7
7	道路等の占用許可	7
8	申込みの取下げ	8
9	施工時の注意点	9
10	給水装置工事完成報告書の提出	10

1 給水装置工事

市内で、新しく水道を引く（新設）、メータ場所を動かす（移設）、メータの口径を変更する（変更）、水道を撤去する（撤去）工事は、必ず志摩市指定給水装置工事事業者（以下、市指定工事事業者という）へ委任してください。

2 工事の申込み

委任を受けた市指定工事事業者はあらかじめ上下水道部水道工務課に給水装置工事申込書を提出し、工事の設計審査を受け承認を得てください。なお、給水装置工事申込書は厚紙での提出をお願いします。

【参考】

志摩市水道事業給水条例（抜粋）

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（過料）

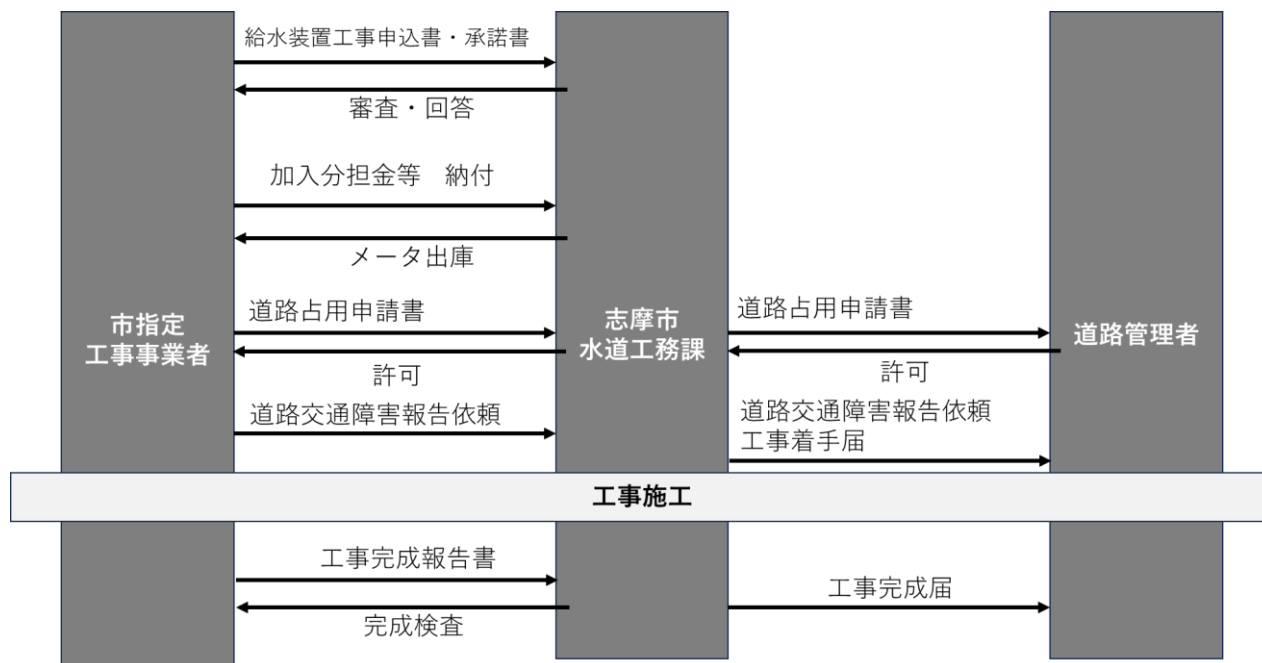
第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科すことができる。

（1） 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

※給水装置設置後、3年間は閉栓できないため、申し込みの時期については、よく検討してください。ただし、建物がある場合、閉栓することができます。
※宅内でのメータ移設について、2m以内の移設については、完成報告書のみの提出となりますが、事前に水道工務課と協議してください。

3 申請から施工までの流れ

工事申請から施工までの一般的な流れは以下の通りです。ただし、施工条件等によっては以下の流れと異なる場合がありますので、その場合には水道工務課の指示に従ってください。



図：給水装置工事の流れ

4 提出書類及び申込の時期

工事着手前に必ず給水装置工事申込書（様式第1号）及び承諾書を提出してください。設計審査期間は工事内容によって異なります。書類の確認及び書類不備による訂正等に時間を要する場合がありますので、余裕をもって提出してください。

給水装置工事申込書（記入例）

様式第1号(第2条関係)

給水装置工事 新設 増設 移設 申込書
変更 撤去 臨時

志摩市水道事業
志摩市長様

年 月 日

整理番号 記入必要なし

受付番号 記入必要なし

必ず記入してください(自署署名また押印、印字の場合は電話番号を記入)

区分に○を付けてください

申込書を提出した日を記入

受付

申込者

現住所
フリガナ
氏名
電話()

装 置 場 所 志摩市 メータを設置する地番

施設の名称及び部屋番号 一戸建ては記入必要なし、アパート等は名称を記入

志摩市指定
給水装置工事事業者

住 所
事 業 者 名
電 話
主任技術者氏名 免状番号 第 号

予 定 用 途 家事用・営業用・公衆浴場用・消火栓用・臨時用・その他

(注) 明らかにわかっている場合は記入

1 工事の施工及び施工後の給水使用については志摩市水道事業給水条例及び同施行規程を固く守ります。

2 需要水量の増加・原水の不足、一時断水及び一時濁水についても異議申しません。

3 高台地区、管末及び高層建築物等で水圧、水量の不足により使用が困難な場合は、事前に異議申しません。

4 加入分担金及び手数料については志摩市水道事業給水条例及び同施行規程を固く守ります。

5 その他上下水道部よりの指示事項はすべて承諾し異議申しません。

上記事項を遵守の上、志摩市指定給水装置工事事業者委任し、給水工事を申し込みます。

予めわかっている場合は記入

加入分担金 口径 mm 金額 円

(備考)

配水管分岐・給水管分岐

不断水割T字管
サドル分水栓
チーズ
V・D・その他()

φ × φ

既設撤去メータ

桁数
検定期限

設計審査 円
工事検査 円
手数料計 円

番号 口径 mm 指針 m³ 決定用途 水道番号

通水(出庫)年月日 年 月 日

受領者 事業者名 氏名

同意書等(施行規程様式) 給水管所有者分岐同意書・土地家屋使用承諾書・誓約書

道路状況 道路の種類 国道・県道・市道・里道・その他
路 線 名 占用許可番号

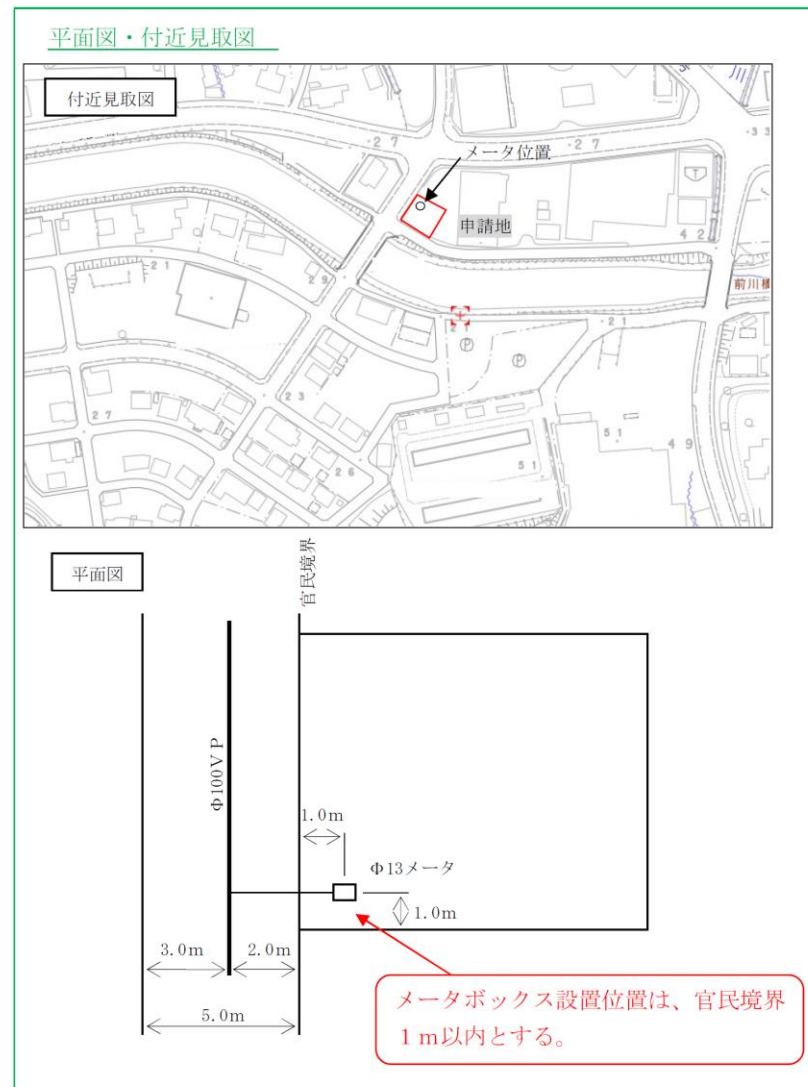
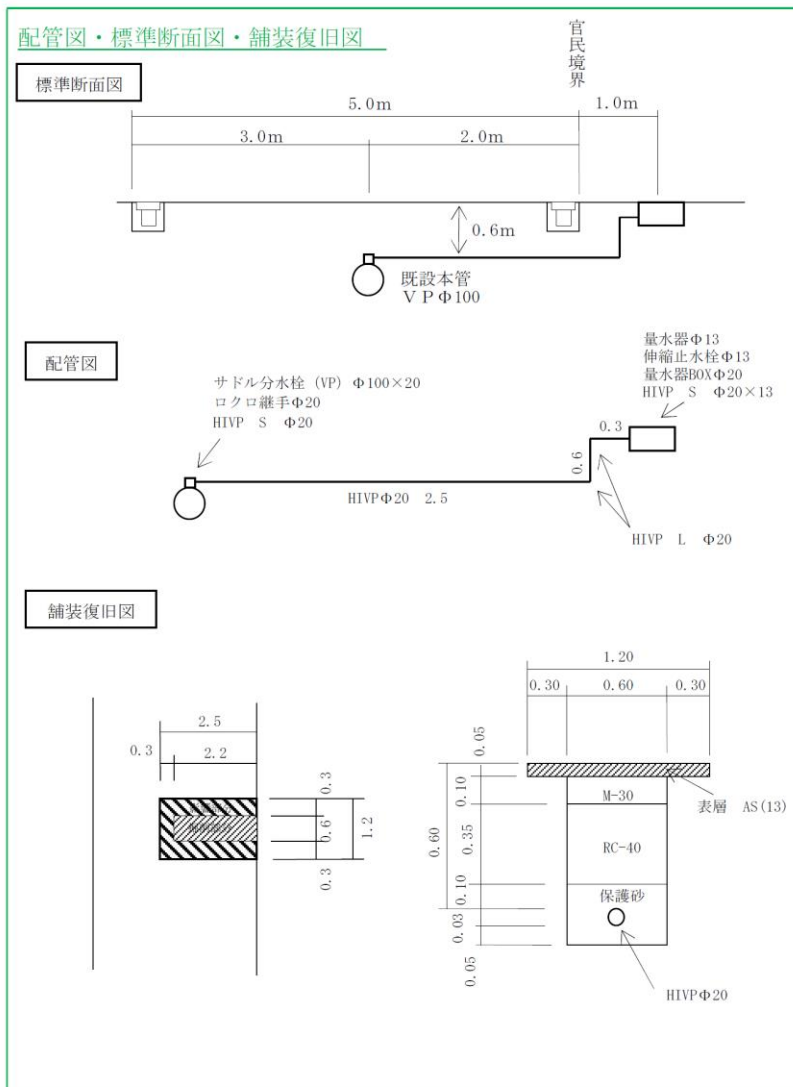
路面状況 アスファルト・コンクリート・砂利・その他()

施工日時 自 年 月 日 (日間) 午前 時～午後 時
至 年 月 日 午後 時～午前 時

施工条件 車両通行止・車両片側交互通行・通行止・大型車通行止・徐行・その他

完工決裁						使用者台帳	完工検査	入金	通知	設計審査					受付者
部長	課長	課長補佐	係長	係			年月日	年月日	年月日	部長	課長	課長補佐	係長	係	

給水装置工事申込書（記入例）



給水装置工事申込書（記入例）

[illegible]

承諾書（記入例）

承 諾 書

下記場所における給水装置工事により布設する水道施設*及び給水装置の譲渡、維持管理及び使用について、次の事項について承諾する。

※水道施設とは配水管及び配水管に付属する施設（仕切弁等）をいう。

設 置 場 所	志摩市 阿児 町 鵜方 3 0 9 8 番地 2 2
---------	----------------------------

1. 布設された水道施設については、工事竣工後志摩市に無償譲渡し、その敷地は水道施設の存続中、市の無償使用を承諾する。
2. 志摩市は、水道施設の無償譲渡を受けた日から当該施設の維持管理を行う。
3. 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置所有者は、給水装置の維持管理を適切に行う。
4. 給水装置を申請者が移設または撤去する場合は、配水管分水サドル止めを原則とし、撤去費用は申請者が負担する。
5. 水道料金算定のために行うメーターの検針、検定期限に到達するメーターの交換作業、志摩市が維持管理する範囲内*の作業及び修繕工事等において敷地内に立ち入ることが必要と認められる場合に市職員及びその委託を受けた検針員や作業員が敷地内に立ち入り、作業及び修繕工事等を行うことについて承諾する。
※給水装置のうち、配水管分岐部からメーター（または仕切弁）まで
6. 土地、家屋、給水装置の売却、譲渡等による所有者・使用者等の変更があった場合は、本承諾書について周知、承継し疑義が生じた場合には自らの責任において解決します。

令和 ○年 ○月 ○日

（宛先）志摩市水道事業
志 摩 市 長

（申請者）

住 所 志摩市阿児町鵜方 3 0 9 8 番地 2 2

氏 名 志摩 太郎

印

個人の場合、本人自署署名または押印
法人の場合、代表者印を押印

5 その他提出書類

その他の提出書類として、施工内容によって給水管所有者分岐同意書、土地家屋使用承諾書及び誓約書の提出が必要な場合があります。

各書類とも個人の場合は自署署名または押印、法人の場合は代表者印押印にて記入してください。

6 加入分担金等の納付

申込書提出時に納入通知書を発行しますので加入分担金、設計審査・工事検査手数料等の納付を行ってください。加入分担金等の納付後にメータをお渡しします。

7 道路等の占用許可

工事において公道上を掘削する場合には道路管理者の許可が必要となりますので、以下の必要書類を提出してください。

工事図面等・・・国道・県道・市道等とも 3 部

（位置図、平面図、横断図、掘削図、路面復旧図、写真、その他）

交通規制図等・・・国道・県道 5 部 市道等 2 部

（位置図、交通規制図、その他）

提出書類をもとに、水道工務課から道路管理者に占用申請及び道路交通障害報告依頼を提出いたします。申請から工事の許可が下りるまでの期間の目安は下記のとおりですが、工事の内容、工事箇所によってはさらに期間が必要な場合もありますので、工事の予定時期に間に合うよう余裕を持って申込みをしてください。

国道・県道の場合

提出から約４５日後以降に着手となります。

占用許可後、道路交通障害報告周知のため、約１０日間の期間を取ります。

市道等の場合

提出から約２６日後以降に着手となります。

占用許可後、道路交通障害報告周知のため、約１４日間の期間を取ります。

８ 申込みの取下げ

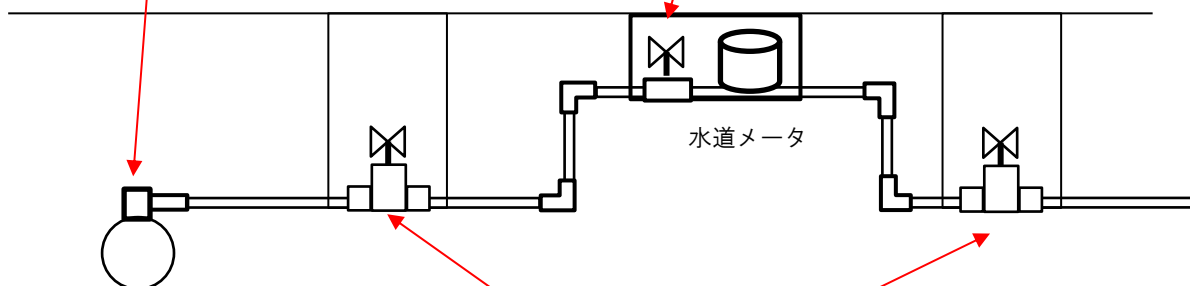
申込者のやむを得ない理由等で工事の申込みを取下げの場合は、給水装置工事申込取り下げ届の提出、また加入分担金等を返還させていただく必要がある場合は、あわせて加入分担金等還付請求書を提出してください。

9 施工時の注意点

本管取り出しからメータボックス設置までの施工については、下記の点に注意して施工をしてください。

サドル上側の取り付けは使用せず必ず横側の取り付けを使用してください。
塩ビ管の場合、ロクロ継手を使用して接続してください。

直結伸縮止水栓は、メータ口径と同じ口径のものを使用してください。
メータ等、傾きがなく水平となるように配管してください。
例としてPP管では、60° ロングベンドを使用。

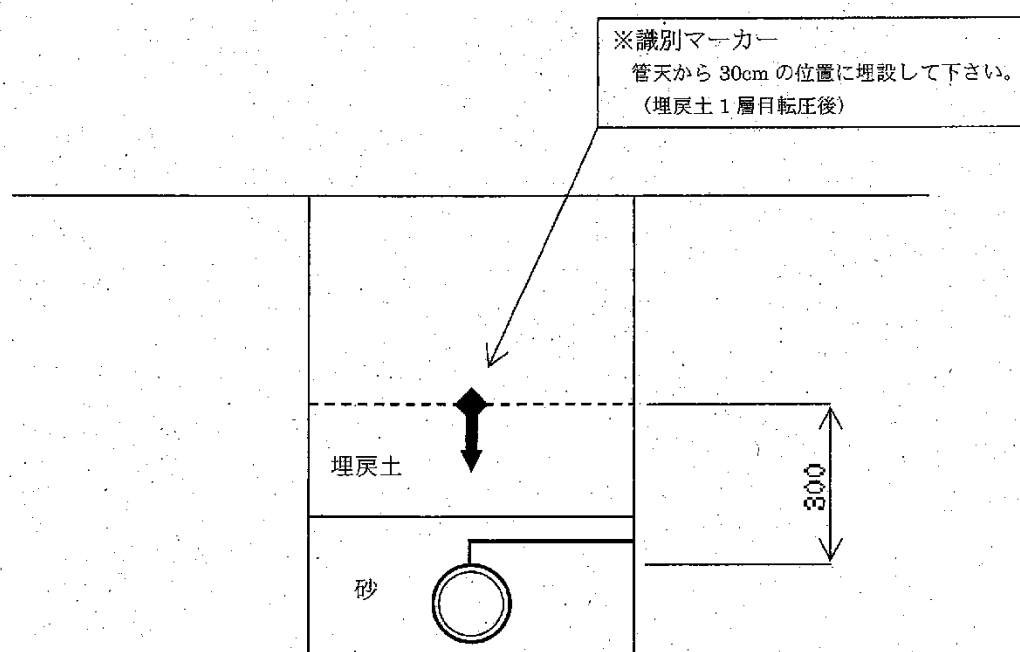


1次側、2次側の仕切弁は、メータ口径φ50以上は、管理上のため設置してください。ただし、管路の延長など配管状況によっては、メータ口径φ50未満についても設置となることもあります。

青銅製仕切弁の場合は、片側に伸縮継手を設置してください。

配水管及び給水管埋設位置を管理するため、施工時に識別マーカ―を埋設してください。設置位置は下図の通りです。識別マーカ―については、水道工務課より支給いたします。

図：識別マーカ―設置位置



10 給水装置工事完成報告書の提出

工事完了後、速やかに給水装置工事完成報告書を提出してください。工事完成報告書の提出を受けて、水道工務課にて完成検査を実施いたします。

給水装置工事完成報告書（記入例）

（表面）

給水装置工事完成報告書	
令和 ○年 ○月 ○日	
(宛先) 志摩市水道事業 志 摩 市 長	
志摩市指定給水装置工事事業者	
株式会社○○水道 印	
下記の給水工事が完成しましたので報告します。	
記	
○メーター設置場所	志摩市 <u>阿児町鶴方3098</u> 番地 <u>22</u>
○水道加入者氏名	<u>志摩 太郎</u>
○メータ口径・番号	φ <u>○○</u> mm 番号 <u>○○ー○○○○</u>
○給水管口径・種別	φ <u>○○</u> mm 種別 <u>○○○○</u>
○分岐の工法	<u>サドル分水栓</u> その他 ()
○サドル分水栓種別	種別 <u>○○○</u> サイズ φ <u>○○</u> × <u>○○</u>
○工事完成年月日	令和 ○年 ○月 ○日
現地検査	令和 年 月 日 担当者 印

給水装置工事完成報告書（記入例）

（裏面）

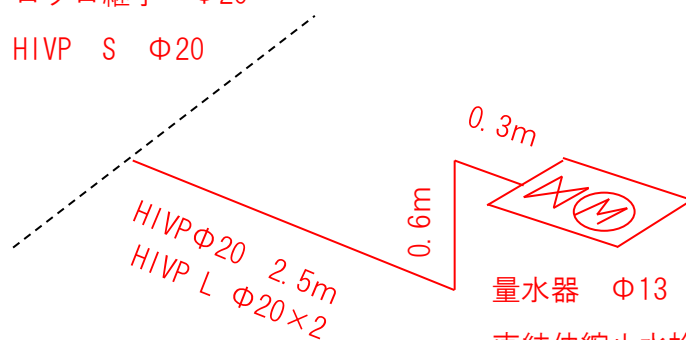
配水管位置図（道路・管路・建築物・メータ設置場所を詳しく記載してください。）

竣工配管図

サドル分水栓（VP） $\Phi 100 \times \Phi 20$

ロクロ継手 $\Phi 20$

HIVP S $\Phi 20$



量水器 $\Phi 13$

直結伸縮止水栓 $\Phi 13$

量水器ボックス $\Phi 20$

HIVP S $\Phi 20 \times 13$

※注 施工写真について

① 写真帳等を用いて必ず提出してください。

② 必ず下記写真は撮影してください。

（分水設置後・分水からメータまでの配管・止水栓及びメータ設置後のメータボックス）

給水装置工事の手引き

令和 7 年 4 月 1 日 発行

発行 志摩市上下水道部水道工務課